

一般社団法人日本スポーツ整形外科学会  
慶弔に関する細則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本スポーツ整形外科学会（以下、この法人という）における会員の慶弔に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この法人の名誉会員、特別会員、理事、監事及び本学会の発展のために顕著な貢献が認められた者（本人）の慶事及び弔事に関わるこの法人の対応について適用する。

(慶事)

第3条 顕著な慶事があった場合には、理事会の決議によりこの法人として下記の事項を行って慶祝することができる。

- (1) 法人名で祝電をおくる。
- (2) 法人の会報等に掲載する。
- (3) 法人のホームページに掲載する。

(弔事)

第4条 死亡した場合には、理事会の決議により本学会として下記の事項を行って弔意を表すことができる。

- (1) 法人名で弔電をおくる。
- (2) 法人名で供花を献呈する。
- (3) 法人の会報等に訃報を掲載する。
- (4) 総会で黙祷をささげる。

(慶弔見舞金等)

第5条 祝辞、弔辞又はその打電、供花の内容については、諸般の事情を懸案の上、決定する。

供花：15,000円から20,000円程度

電報：3,500円まで

祝意・弔意の基準は下記の通りとする。

	名誉会員 特別会員	理事・監事	会長経験者	代議員	正会員 準会員
供花	○	○	○	-	-
電報	○	○	○	○	-

附 記

- 1 本細則の変更は理事会において行う。
- 2 本細則は2024年3月12日から施行する。